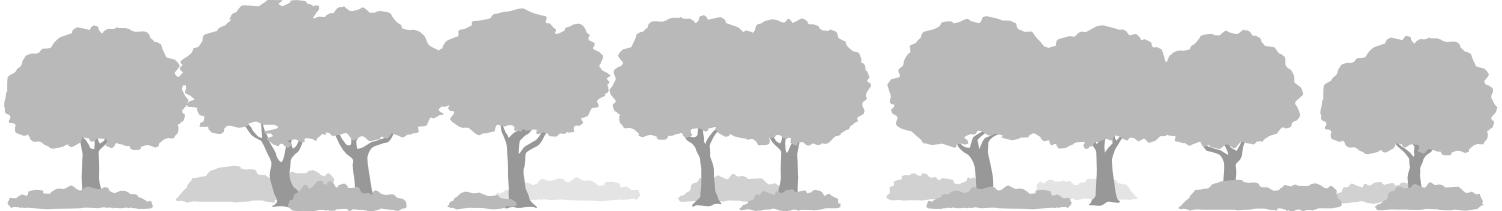


第4章 資 料



1. 策定委員会設置要綱

■神戸町地域福祉計画策定委員会・神戸町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的とする神戸町地域福祉計画及び住民参加による地域福祉活動を計画的に推進することを目的とする神戸町地域福祉活動計画を策定するため、神戸町地域福祉計画策定委員会及び神戸町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 神戸町地域福祉計画策定委員会の委員は、神戸町地域福祉活動計画策定委員会の委員を兼ねる。

3 神戸町地域福祉計画及び神戸町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）は、計画の策定に関し必要な事項を並行して審議する。

(委員)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、福祉施策に優れた見識を有する者を町長が委嘱する。

3 委員の任期は当該計画策定完了の日までとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、計画策定に関する調査、研究、調整及び検討をするため、策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、民生部健康福祉課職員及び神戸町社会福祉協議会職員で構成する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

2. 策定委員会名簿

■神戸町地域福祉（活動）計画策定委員会委員名簿（敬称略）

No.	氏 名	所 属
1	林 保 司	神戸町区長会会長
2	今 津 昭 雄	神戸町区長会神戸小校区代表
3	川 瀬 高 司	神戸町区長会南平野小校区代表
4	下 野 哲 郎	神戸町区長会北小校区代表
5	戸 川 賢 一	神戸町民生委員児童委員協議会会长
6	稻 葉 厚 子	神戸町民生委員児童委員協議会副会長
7	森 田 文 男	神戸町老人クラブ連合会会长
8	小 川 みどり	神戸町老人クラブ連合会女性部会長
9	早 崎 妙 子	神戸町赤十字奉仕団委員長
10	児 玉 陽 夫	神戸町ボランティア連絡協議会会长
11	飯 田 静 世	子育て支援ほっと代表
12	西鶴園 弥 生	NPO法人 とーたす代表
13	川 瀬 芳 彦	神戸町社会福祉協議会福祉推進員委員長
14	勝 原 貴 志	安八郡P T A連合会会长
15	若 園 孝 一	神戸町校長会代表

3. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成29年5月8日	○策定部会 ・計画書の全体スケジュール等について ・住民意識調査、地域福祉活動団体意見聴取について ・住民意識調査票の質問内容及びスケジュールについて
6月1日～20日	●住民意識調査の実施（調査基準日：平成29年6月1日） ・配布数：1,800人 回答数：901人 回収率：50.1%
7月3日	○策定部会 ・地域福祉活動団体調査票の質問内容及びスケジュールについて ・計画書構成案について
7月10日～28日	●地域福祉活動者団体意見聴取 ・配布数：40団体・法人 回答数：34団体・法人
8月1日	○策定部会 ・第1回策定委員会での提示内容について 計画の概要 神戸町の現状 地域福祉活動の現状 住民意識調査結果の速報 第2期計画の評価 等
9月5日	○策定部会 ・住民懇談会の開催方法について ・第1回策定委員会について
9月8日	○策定部会 ・第1回策定委員会の議題用資料の修正について ・第2期計画の評価について
9月15日	●第1回策定委員会 ・策定委員の委嘱状交付 ・計画の概要について ・住民意識調査結果報告について 等
10月3日	○策定部会 ・住民懇談会（支え合いの地域づくり勉強会第2回会議）について

第4章 資 料

年 月 日	内 容
平成29年10月11日	<p>●住民懇談会（支え合いの地域づくり勉強会第2回会議） 神戸小校区（出席者数：23人）、下宮小校区（出席者数：3人） 南平野小校区（出席者数：17人）、北小校区（出席者数：16人）</p>
11月1日	<p>○策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の地域福祉の特性と課題について ・基本理念・基本目標の設定について
11月22日	<p>○策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の協議・修正について ・第2回策定委員会の議題用資料の修正について
12月1日	<p>●第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・章立てについて ・計画書素案について 第3章 計画 ・意見交換
12月22日	<p>○策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画について
平成30年1月5日	<p>○策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進計画について
1月15日～ 2月9日	<p>●パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ごうど、ホームページ、健康福祉課窓口 ⇒ 意見なし
2月■日	<p>○策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会の議題用資料の協議について
3月2日	<p>●第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について ・計画書の承認

4. 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

安八郡広域連合

安八郡内3町の介護保険事業を推進する特別地方公共団体。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

A型・B型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの類型の一つで、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、地域の多様な主体を活用した多様なサービス。A型サービスは、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスで、B型サービスは、住民主体による支援をいう。

NPO [Non-Profit Organization]

非営利団体をいう。ボランティア団体もNPOである。

NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。

オストメイト

人工肛門・人工膀胱保有者。

介護相談員

保険者である市町村（本郡の場合は「安八郡

広域連合」）の委託により、介護保険サービスを提供している場を訪問し、サービス利用者の相談等に応じ、苦情に至る事態を未然に防いだり、利用者の不平、不満や不安に対応して、それらの改善の途を探ったりする人をいう。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）及び指定介護療養型医療施設（療養病床等）の3種類がある。

介護保険法

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帶の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

核家族化

核家族とは、夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるものを含む。いわゆる三世代世帯や四世代世帯の減少を表す言葉として「核家族化」が用いられる。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。

居宅サービス

介護保険法における居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビ

リテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類の居宅要介護認定者（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）が利用可能なサービスをいう。

グループホーム

介護保険法においては、比較的軽度の認知症の状態にある要介護認定者等が5～9人で共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う入居施設をいう。障害者自立支援法の定めるグループホームは、介護を必要としない障がいのある人が入居するものもいい、同法のケアホームが介護保険のグループホームに近いと考えられる。

ケアマネジメント

援護を必要とする人が地域で暮らしていくよう各種在宅サービス等を調整してケアプランを作成し、実行していくこと。ケアマネジメントを実施するには、ケアプランを作成するケアマネジャーの養成と在宅サービスメニューの充実が必要となる。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行なう人。その資格は、受験資格を有する人が都道府県知事の行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修を修了したものとされている。介護支援専門員は、要介護認定者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであり、介護サービスの要となることから、その倫理性や質が求められる。

ケースマネジメント

要援護者の個別支援という意味ではケアマネ

ジメントと同義であるが、ケアマネジメントは主として介護を要する人に用いられ、ケースマネジメントはより広く、例えば母子家庭への支援なども含まれる。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、一人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。内閣府「高齢社会白書」によるとわが国の平成28年10月1日現在の高齢化率は27.3%である。神戸町の高齢化率は、同時期に29.6%と国より若干高くなっている。平成29年6月には30%を超えるに至っている。

高齢者

一般的には65歳以上の人をいう。

コーディネーター [coordinator]

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちとの調整が必要となる。

個人情報保護法

平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」の略称。この法律による「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされているために、町の把握している地域の要援護者の情報等を地域福祉推進者に知らせることができないなど、



地域福祉の推進の阻害要因になる場合もある。

子育てサロン

幼稚園や保育園に就園する前の子どもとその保護者を対象として、児童館、公民館等を利用し、ボランティアが中心となって、子育て中の親子の仲間作り、保護者のリフレッシュの場を提供する活動。

子育て世代包括支援センター

「まち・ひと・しごと創生基本方針」（平成27年6月30日閣議決定）等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、市町村に整備を図るものとされた。

コミュニティ [community]

居住地域と同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。

サ高住（サービス付き高齢者住宅）

主に民間事業者が運営するバリアフリー対応の賃貸住宅。主に自立或いは軽度の要介護高齢者が入居し、日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることができる。

次世代育成支援行動計画

平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられた子育て支援等に関する計画。同時に公布された少子化社会対策基本法とともに、出生率の上昇をめざしたが、その効果はあまりあがっていない。

指定管理者制度

地方公共団体が外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度。地方自治法の改正により、平成15年9月に施行さ

れた。小泉前総理大臣の「民間でできることは民間で」を具現化した例の一つといえる。

児 童

児童福祉法等においては、18歳未満の人を児童と定義し、心身に障がいがある人については20歳未満の人まで範囲を広げている。児童福祉法では、1歳に満たない人を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの人を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの人を「少年」と分けている。母子及び寡婦福祉法においては、20歳未満を児童としている。また、労働基準法では、15歳に満たない人を児童とし、原則としてその使用を禁止し、18歳未満の人は年少者という。

社会貢献活動

「フィランスロピー」の日本語訳で、企業が行う社会貢献活動をいう。「フィランスロピー」とは、「人間愛」「人類愛」と訳され、人間が本来持っている助け合いの精神まで含んでいりとされている。企業人もこうした精神を持つべきであるとしたのが、「フィランスロピー」の概念である。

社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

社会福祉事業

社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。第1種社会福祉事業としては、入所施設を経営する事業等があり、その経営主体は、国、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されている。第2種社会福祉事業としては、通所サービス、訪問系サービス等が列挙されており、その経営主体には、国、地方公共団体、社会福祉法人等のほかに、株式会社、NPO法人などが含まれる事業がある。

社会福祉大会

地域福祉の推進を図ることを目的として、町社会福祉協議会が福祉関係者及び一般町民を対象として毎年1回開催しているイベント。福祉功労者への表彰状・感謝状の贈呈、講演会等を内容としている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。

障害者相談支援事業

障害者自立支援法に定める相談支援事業は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専

門機関の紹介等である。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援（グループホーム）とされている。

自立支援

福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きの考え方といえる。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳持者は、各種の保健・医療サービス等を受け

ることができる。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

総合計画

地方自治法に基づく市町村経営の最上位計画。本町の第5次総合計画は、平成29年度から平成36年度を計画期間としている。

団塊の世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年～24年）生まれの世代。人口規模の大きさから日本社会への影響力の強さが指摘される。作家の堺屋太一の小説「団塊の世代」（昭和51年）で、この言葉が広まった。

地域子育て支援センター

子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサロンの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う機関。

地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防する介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防拠点である地域包括支援センターに関する包括的支援事業、家族介護者等を支援する任意事業から成っている。地域支援事業に要する経費は、介護保険から支払

われる。

地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた施設。

地域生活への移行

障害者支援施設に入所している方、又は精神科病院に入院している方など、長期の入所・入院が常態化している方が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

地域福祉紙幣（地域通貨制度）

地域通貨制度とは、自分のできること、してもらいたいことなどを登録し、それらの時間や点数を地域グループ独自の紙幣などを媒介にして交換する仕組み。それぞれの地域づくりの目標や目的に応じた地域通貨の形を作り上げ、地域に応じた工夫を行いながら運営していくこと自体が、福祉コミュニティの構築につながるものと考えられている。

地域包括ケアシステム

平成23年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主眼とするもので、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されることをいう。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

通学安全パトロール

登下校時の事故や犯罪から小学生を守るために地域住民の活動をいう。

特別支援学校

児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年4月から、盲・聾・養護学校は障がい種別を超えた特別支援学校に一本化された。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされており、地域の特別支援教育のセンター的な機能を担うこととなる。なお、特殊教育は特別支援教育に、特殊学級は特別支援学級となった。

日常生活自立支援事業

知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

認知症

脳の器質的障がいにより、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障がいの結果生ずる脳血管性認知症及びアルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指したなどができる場所。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指す。

ノーマライゼーション [normalization]

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世

界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

パブリック・コメント制度

行政機関などが意思決定する際に、広く国民に素案を公表し、寄せられた意見や情報などを最終的に反映させる制度。

バリアフリー

住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するということをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。東日本大震災などの災害時に高齢者らに被害が集中しがちであった反省を踏まえ、平成26年4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」と呼ばれた。

ファミサポ（ファミリーサポートセンター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う。

フィランスロピー

⇒ 社会貢献活動

フォーマルサービス
⇒ インフォーマルサービス

福祉推進委員

地域において、区長及び民生委員・児童委員と連携し、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役である。福祉推進委員は、区単位に配置され、町社会福祉協議会会长が委嘱する。

いきいきふれあいサロン

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、公民館等において、生きがい活動や食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消を行っている。社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

放課後児童クラブ

昼間、保護者のいない小学校低学年児童を学校の空室等を活用し、放課後の児童の育成・指導に対応するサービスを提供するもの。学童保育、学童クラブなどともいう。

放課後子供教室

放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。文部科学省が主導。

ボランティア [volunteer]

本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人又はグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障がいのある人・児童・高齢者等の介護や話し相手、おむつたたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献血、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

ボランティア連絡協議会

ボランティア及びボランティア団体は、それぞれ独自のボランティア活動を行っており、他のボランティア・ボランティア団体との横のつながりがない。ボランティア・ボランティア団体の交流・意見交換等の場がボランティア連絡協議会である。

民生児童委員

正式には「民生委員・児童委員」という。民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

友愛訪問

ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の孤独感の解消等を目的に、その家庭へ赴いて、会話などをする活動。訪問するのは、老人クラブ会員、民生委員・児童委員、福祉推進委員などである。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていくとする考え方で

ある。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものを作るときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要援護者

援助を必要とする人。生活保護受給者、母子家庭等で生活に困っている人、要支援・要介護認定者、重度の障がいのため日常生活に困っている人などがある。

要介護認定者

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要な程度が重度であり、その区分は介護の必要度により5段階に区分（要介護状態区分）されている。

療育手帳

児童相談所（岐阜県は「子ども相談センター」）又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。岐阜県では、A（過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人）、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）及びB2（軽度）の5種類に区分している。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

老人クラブ

会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。